

昭和二十年十二月三日

商工省終戦連絡部長

参考

准駐軍向物資供給ニ關スル件通牒

准駐軍向物資ノ供給及サービスニ關シテハ終戦連絡中央事務局ニ於テ夫々各省ニ於ケル之ガ分擔ヲ決定スルコトト相成リ(別紙)タルヲ以テ貴地關係ニ於テモ左記方法ニ依リ順次之ガ統一ヲ圖ラレ^ル准駐軍發註ニ係ル土産商品(酒保納入品)ニ關シテハ二〇商局第一九五號ニ依ルニ付爲念

記

二 措置

- (一) 内地物資ノ缺乏セル現狀ニ鑑ミ貴地准駐ノ聯合軍ト密接ナル連絡ヲ圖リ之ヲ統制アル組織ニ於テ供給シ相製監造ヲ擔シ品質ノ向上ヲ格ノ統制ヲ圖リ民需産業ノ振興及貿易部面ノ發展ヲ許ルコト
- (二) 別紙揭示ノ商工省關係物資ニ付テハ一應交易營團ヲシテ之ヲ發註^スシム

(一) 統制關係ヲ除ク

裏面白紙

三 總務 係品ハ直接各地方廳ガ要求書ヲ接受シ管下ニ於テ該品ヲ製煉式會社存中
品ヲ以テ納入セシムルコト但シ右存産品ヲ以テ充足シ得ザル場合ハ混雜ナク
商工省ノ指示ヲ求ムルコト

二 傳 送
一 交易發賣ノ買取及納入等故ニ付テハキニ例外許可ヲ與メラレタルニ付一般市
野ニ於テニ於ケル價格ト均遠アルモ差支ヘナキモノトス
二 將來該品目ニ關スル公價ノ變更ヲ見ルコトアルモ右取極ハ例外的ニ繼續サ
ルルモノトス

三 手 續
一 物品發賣ノ際ハ總務課將校ハ責任者ノ「サイン」ヲ領受シ確保シ置クモ
ノトス
「サイン」ノ有無ハ警察廳ニ通知トシテノ效力ニ影響スルモノナルコトニ留意
スルコト

二 聯合賣納入物等ニ對シテハ別途大藏省ヨリ通牒セラレタル如ク物品稅ハ賦課セ
ラレザルニ付其ノ取扱ニ付テモ遺漏ナキヲ期スルコト
但シ一般市販關係ニ於テハ當然稅金ヲ賦課シタル價格ニテ取引ヲ行フモノト
ス

(イ) 交易圏ノ支店又ハ出張所等無キ地方ニ於テハ右邊圖最寄りノ支店又ハ出張所ヲ極力利用シ通商ナル連絡ヲ取ルコト

(ロ) 地方駐在ノ漁野道ヨリ多量ノ註文(例へハ食器、敷布等)アリタル時ハ要人急止ムヲ得ザルモノノ外ハ一應事務各省へ事前ニ連絡シ其ノ材料ノ如何ニヨリ相確ナル回答ヲ得ヌ如ク駐在武官ト密接ナル連絡ヲ取リ懸クコト(總務局長海邊參照)

(ハ) 適合要求ニ係ル物資ハ細ユル場合ニ於テ其ノ取扱ヲ優先的ニ行フベク特ニ輸送關係ニ於テハ充分ナル準備連絡ヲ為シ置クモノトス

(ニ) 熾原裝機ニ關シテハ漁野道ヨリ直接聯合軍總司令部フライトン大佐へ申出ツル連絡スルコト

参考

需用品表 (各省分擔表)

特記
セリモノノ外ハ商工省分擔トス
建築資材 (材木 (炭林省) セメント) 等
燃料 (石炭、薪 (炭林省) 等)
潤滑油及クリース
紙及紙製品
並物及小道具
織物
皮革及皮革製品
馬具用品
電氣用品
架材 (厚玉省) 及化學藥品
ペンキ、油、ニス
ブラシ、及帚
ローフ及繩索 (鐵、マニラ麻)
齒擦及齒科用品 (厚玉省)

- (一) 燃料 (石炭、薪 (炭林省) 等)
- (二) 潤滑油及クリース
- (三) 紙及紙製品
- (四) 並物及小道具
- (五) 織物
- (六) 皮革及皮革製品
- (七) 馬具用品
- (八) 電氣用品
- (九) 架材 (厚玉省) 及化學藥品
- (十) ペンキ、油、ニス
- (十一) ブラシ、及帚
- (十二) ローフ及繩索 (鐵、マニラ麻)
- (十三) 齒擦及齒科用品 (厚玉省)

裏面白紙

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

皿・ガラス・器具・磁器・皮物

家具及事務用設備品

石版及ローソク

インク

徽章・ボタン・縫糸

余剰果物、野菜（農林省）

余剰乾果食料（茶・コーヒー等）（農林省）

余剰製菓材料（高野魚）（農林省）

米（農林省）

裏面白紙

- 工 印刷 (内務省)、ドック (運輸省)、石神倉庫 (市工省)、キャンプ館
- 地蔵 (内務省)、飛行機 (航空局)、野天倉庫 (運輸省)、
- 二 油圧装置用品ニ對スル修理 (市工省)、野天倉庫 (運輸省)、
- 三 使用、水 (内務省)、野天倉庫 (運輸省)、野天倉庫 (運輸省)
- 四 警備 (運輸省)
- 五 休憩所、観光ホテル、運動場 (内務省)
- 六 船舶修理及船舶機 (運輸省)
- 七 機械修理工場 (市工省)
- 八 印刷 (運輸省)
- 九 旅行給養所 (運輸省)
- 十 特別運送 (音楽、芝居、相撲等) (情報局)
- 色 洗濯屋、ドライクリーニング (市工省)
- 色 フイルム処理 (市工省)
- 色 機具工場 (大野省、市工省)
- 色 ペンキ屋 (看板、塗料等) (市工省)
- 色 靴修理 (市工省)

- (十六) 洋服屋及衣服修理 (商工省)
- (十七) 時計及樂器ノ修理 (商工省)
- (十八) 眼鏡修理及サードビス (商工省)
- (十九) 労働者、無業者及非執業者 (厚生省)

318

裏面白紙